

神戸（表六甲河川）地域総合治水推進計画 新旧対照表(案)

(旧) 神戸(表六甲河川)地域総合治水推進計画(平成30年3月)	(新) 神戸(表六甲河川)地域総合治水推進計画(令和3年3月)
<p>表紙</p> <div data-bbox="341 327 1365 1780" style="border: 1px solid black; padding: 20px;"><p style="text-align: center;">神戸（表六甲河川）地域総合治水推進計画</p><p style="text-align: center;">自然とともに生きる ～想定を越える降雨に備えて～</p> <p style="text-align: center;">平成27年3月 (平成30年3月一部見直し)</p><p style="text-align: center;">兵 庫 県</p></div>	<p>表紙</p> <div data-bbox="1558 327 2635 1780" style="border: 1px solid black; padding: 20px;"><p style="text-align: center;">神戸（表六甲河川）地域総合治水推進計画</p><p style="text-align: center;">自然とともに生きる ～想定を越える降雨に備えて～</p> <p style="text-align: center;">平成27年3月 (平成30年3月一部見直し) (令和3年3月河川対策アクションプランを追記)</p><p style="text-align: center;">兵 庫 県</p></div>

目次

目次

神戸(表六甲河川)地域総合治水推進計画

神戸(表六甲河川)地域総合治水推進計画

【目次】

【目次】

7. 減災対策「そなえる」 68

7.1 水害リスクに対する認識の向上(知る) 68

7.2 情報提供体制の充実と水防体制の強化(支える) 77

7.3 的確な避難のための啓発(逃げる) 98

7.4 水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え(備える) 105

8. 環境の保全と創造への配慮 110

8.1 人と自然が共生する川づくり 110

8.2 河川環境に配慮した河道改修や連続性の確保 110

8.3 水量・水質の保全 110

8.4 参画と協働による川づくり 110

9. その他総合治水を推進するにあたって必要な事項 112

9.1 自主的な取り組みを促す広報活動 112

9.2 モデル地区の選定 112

9.3 地域住民相互の連携 112

9.4 関係機関相互の連携 112

9.5 財源の確保 113

10. モデル地区での取り組み 114

10.1 新湊川・長田南部地区「ながす、ためる、そなえる」 114

10.2 妙法寺川地区「ながす、ためる、そなえる」 116

10.3 三ノ宮から神戸駅間の地下空間を含む地区「ながす、ためる、そなえる」 118

11. 計画策定までの経緯 120

・ 付属資料 127

7. 減災対策「そなえる」 68

7.1 水害リスクに対する認識の向上(知る) 68

7.2 情報提供体制の充実と水防体制の強化(支える) 77

7.3 的確な避難のための啓発(逃げる) 98

7.4 水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え(備える) 105

8. 環境の保全と創造への配慮 110

8.1 人と自然が共生する川づくり 110

8.2 河川環境に配慮した河道改修や連続性の確保 110

8.3 水量・水質の保全 110

8.4 参画と協働による川づくり 110

9. その他総合治水を推進するにあたって必要な事項 112

9.1 自主的な取り組みを促す広報活動 112

9.2 モデル地区の選定 112

9.3 地域住民相互の連携 112

9.4 関係機関相互の連携 112

9.5 財源の確保 113

10. モデル地区での取り組み 114

10.1 新湊川・長田南部地区「ながす、ためる、そなえる」 114

10.2 妙法寺川地区「ながす、ためる、そなえる」 116

10.3 三ノ宮から神戸駅間の地下空間を含む地区「ながす、ためる、そなえる」 118

11. 計画策定までの経緯 120

・ 付属資料 127

・ 参考資料 131

P40

P40

3.2 計画期間

計画の対象期間は、平成26年度から概ね10年間とする。

総合治水は、浸水被害軽減を目指して、多様な主体が連携して、多岐に渡る取り組みを継続するものであることから、概ね10年後を見据えて、共通の認識を持って取り組むこととする。

なお、本計画については、3年ごとに総点検を行い、10年後に見直しを行うこととする。ただし、取り組みの進捗や災害の発生、社会情勢の変化等を勘案して、適宜見直すこととする。

表 3.2.1 フォローアップのスケジュール

年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
進行管理		○	○	○	○	○	○	○	○	○
総点検				○			○			○
計画の見直し										○

3.2 計画期間

計画の対象期間は、平成26年度から概ね10年間とする。

総合治水は、浸水被害軽減を目指して、多様な主体が連携して、多岐に渡る取り組みを継続するものであることから、概ね10年後を見据えて、共通の認識を持って取り組むこととする。

なお、本計画については、3年ごとに総点検を行い、10年後に見直しを行うこととする。ただし、取り組みの進捗や災害の発生、社会情勢の変化等を勘案して、適宜見直すこととする。

表 3.2.1 フォローアップのスケジュール

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
進行管理		○	○	○	○	○	○	○	○	○
総点検				○			○			○
計画の見直し				○						○

(旧) 神戸(表六甲河川)地域総合治水推進計画(平成30年3月)

(新) 神戸(表六甲河川)地域総合治水推進計画(令和3年3月)

P41

P41

4. 総合治水の推進に関する基本的な方針

県、神戸市及び住民が相互に連携を図りながら、協働して総合治水を推進する。また、住民は、自治会等が主体となって、住民一人一人が総合治水を理解してもらうための取り組みを推進する。また、国から示された水防災意識社会再構築ビジョンや水防法の改正等の社会情勢の変化を踏まえた新たな取組についても推進する。

4.1 河川下水道対策「ながす」

現在、神戸市内の河川は、概ね100年に1回程度発生する規模の降雨による洪水でも安全に流すことができるように河川改修を実施することを基本として整備を進めてきた。その結果、これまでに住吉川、都賀川、生田川などで整備が完了するなど、県内の他地域に比べて高い治水安全度を有している。しかしながら、浸水想定区域図で浸水が想定されている河川が残されている。

計画地域においては、高橋川や新湊川等の二級河川を管理し河川対策を実施する県と、下水道対策(雨水)を実施する神戸市が連携しながら、浸水被害の軽減、解消に向けて取り組む。

4.1.1 河川対策

河川対策については、整備目標に達していない河川の整備を継続して進めることとし、河川整備計画が策定されている高橋川、新湊川、妙法寺川、福田川の整備を重点的に進める。なお、これらの整備にあたっては、表4.1.1に示す築堤(高潮対策)、河床掘削、河道拡幅、橋梁架け替え等のうち、本計画期間内で実施できる整備を着実に実施する。また、浸水想定区域図で浸水が想定されているが、河川整備計画が策定されていない水系においても、流域の特性や想定される被害を考慮し、今後円滑に整備を進められるよう、県および神戸市が十分に連携・調整を図りながら、具体的な整備スケジュール等の検討を進める。

維持管理は、都市河川特有の親水空間としての環境改善や機能の維持に努めるとともに、河道や河川管理施設の維持管理、許可工作物や河川占用への対応、水量・水質の保全について、河川特性や整備段階を考慮し、洪水等による災害の防止・軽減、河川の適正な利用及び河川環境の整備と保全といった治水・利水・環境の観点から、調和のとれた機能が十分に発揮できるよう、関係機関と調整を図りながら実施していく。

4. 総合治水の推進に関する基本的な方針

県、神戸市及び住民が相互に連携を図りながら、協働して総合治水を推進する。また、住民は、自治会等が主体となって、住民一人一人が総合治水を理解してもらうための取り組みを推進する。

特に、県が重点的に推進する事前防災対策については、「河川対策アクションプログラム」*に基づき実施する。このほか、総合治水に資する山地防災・土砂災害対策や、高潮、津波対策、インフラメンテナンス等については各分野別計画等に基づき実施する。

また水防災意識社会再構築ビジョンや水防法の改正等の社会情勢の変化を踏まえた新たな取組についても推進する。

※「河川対策アクションプログラム」(計画期間：9年間(令和2～10年度))

平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風等、豪雨が激甚化・頻発化していることを踏まえ、事前防災対策を加速化し重点的に推進するための中長期事業計画

4.1 河川下水道対策「ながす」

現在、神戸市内の河川は、概ね100年に1回程度発生する規模の降雨による洪水でも安全に流すことができるように河川改修を実施することを基本として整備を進めてきた。その結果、これまでに住吉川、都賀川、生田川などで整備が完了するなど、県内の他地域に比べて高い治水安全度を有している。しかしながら、浸水想定区域図で浸水が想定されている河川が残されている。

計画地域においては、高橋川や新湊川等の二級河川を管理し河川対策を実施する県と、下水道対策(雨水)を実施する神戸市が連携しながら、浸水被害の軽減、解消に向けて取り組む。

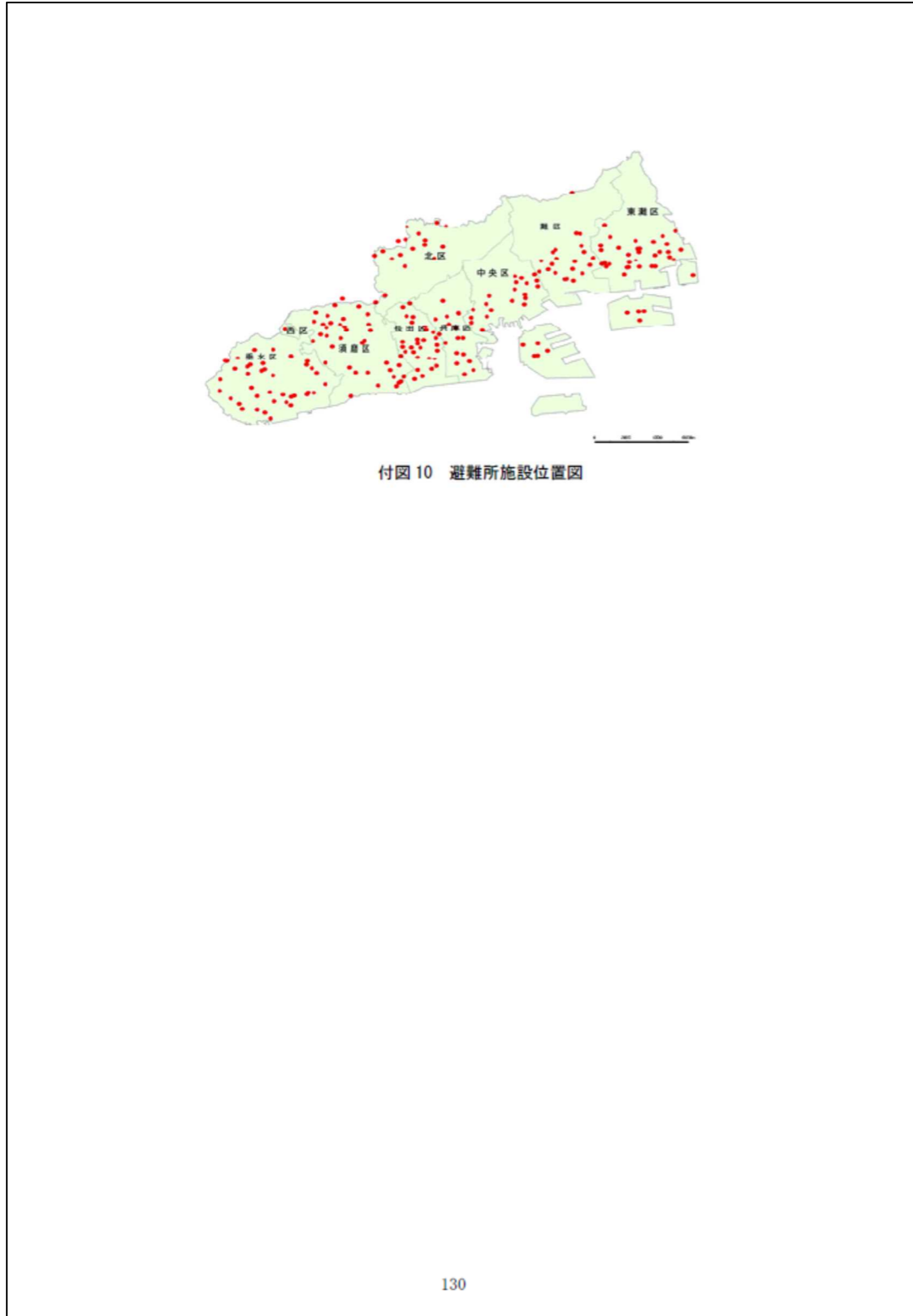
4.1.1 河川対策

河川対策については、整備目標に達していない河川の整備を継続して進めることとし、河川整備計画が策定されている高橋川、新湊川、妙法寺川、福田川の整備を重点的に進める。なお、これらの整備にあたっては、表4.1.1に示す築堤(高潮対策)、河床掘削、河道拡幅、橋梁架け替え等のうち、本計画期間内で実施できる整備を着実に実施する。また、浸水想定区域図で浸水が想定されているが、河川整備計画が策定されていない水系においても、流域の特性や想定される被害を考慮し、今後円滑に整備を進められるよう、県および神戸市が十分に連携・調整を図りながら、具体的な整備スケジュール等の検討を進める。

維持管理は、都市河川特有の親水空間としての環境改善や機能の維持に努めるとともに、河道や河川管理施設の維持管理、許可工作物や河川占用への対応、水量・水質の保全について、河川特性や整備段階を考慮し、洪水等による災害の防止・軽減、河川の適正な利用及び河川環境の整備と保全といった治水・利水・環境の観点から、調和のとれた機能が十分に発揮できるよう、関係機関と調整を図りながら実施していく。

P130

P130



(旧) 神戸(表六甲河川)地域総合治水推進計画(平成30年3月)

(新) 神戸(表六甲河川)地域総合治水推進計画(令和3年3月)

新規追加

参考

<河川対策アクションプログラム>

1 策定の主旨

平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風等、豪雨が激甚化・頻発化していることを踏まえ、県民の生命・財産を守るため、「河川対策アクションプログラム(令和2~10年度)」を策定し、事前防災対策を加速化し重点的に推進する。また、県民へ概ね10年後の安全・安心な姿を示すため、中期的な事業計画の明確化を図る。

2 プログラムの概要

(1)概要

計画期間：9年間(令和2~10年度)
[前期：令和2~5年度、後期：令和6~10年度]
想定事業費：約1,800億円

(2)基本的な考え方

①事前防災対策の加速化

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等を活用し、防災対策を加速化(武庫川、猪名川など14箇所の前倒し完了等)

②事業計画の明確化

9年間の事業計画を明確化するため、概ねの着手・完了時期を明示

(i)河川改修は、社会基盤整備プログラムにおける掲載工区の延長が長く、完了時期が不明確な箇所は、9年間の着手・完了時期を明示できるよう工区を分割化

(ii)既存ダム有効活用、中上流部対策、堤防強化は、新たに事業箇所を明示

(3)対策内容

項目	内容
①河川改修等の推進	河川整備計画に基づく河川改修や都市浸水対策
②既存ダムの有効活用	治水ダムの堤体かさ上げ等によるダム再生や利水ダムの放流設備新設等による治水活用(関係者協議や効果検討等を踏まえ随時追加)
③中上流部対策の強化	
ア)河川中上流部治水対策	河川整備計画区間外における堤防かさ上げ、護岸等の局所的な対策(後期の実施箇所は、浸水実績状況や地域ニーズ等を踏まえ令和5年度に選定)
イ)河川上流土砂・流木流出対策	溪流や河川上流部に複数の砂防堰堤等を配置する流域砂防(実施箇所は、今後追加予定)
④超過洪水に備えた堤防強化	堤防法尻の補強や堤防天端の保護を実施(令和3年度までに対策完了)
⑤堆積土砂撤去の推進	人家等の重要な施設がある付近や河川合流点付近等で計画的に堆積土砂を撤去

新規追加

(4)対策イメージ

